

令和3年5月

保護者様

松原市立松原第六中学校

校長 阪本敏彦

中学校におけるプール授業について（お知らせ）

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、標記につきまして、生徒の健康と安全を第一に考え、文部科学省初等中等教育局による「学校の水泳授業における感染症対策」の通り、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策を講じ、水泳の授業について実施してまいります。

ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

（裏面に文科省の通知の要点を掲載しています）

## 学校の水泳授業における感染症対策について(文部科学省の通知抜粋)

### 記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。  
授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。
3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。
4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。  
例えば、バディシステム(二人一組のペアでの活動)についても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。